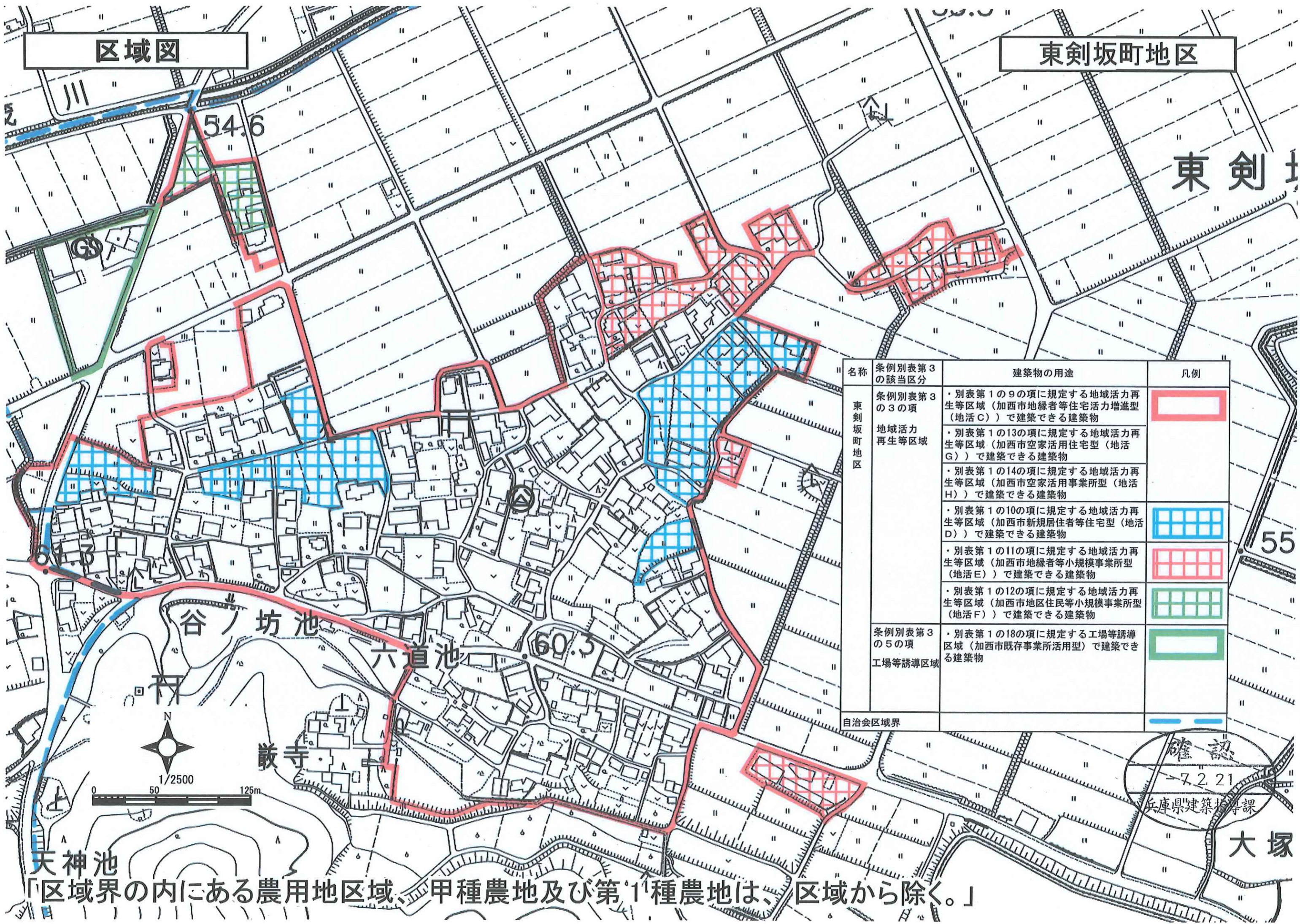


区域図

東剣坂町地区



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
東剣坂町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
	・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物		
条例別表第3の5の項 工場等誘導区域	・別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）で建築できる建築物		
自治会区域界			

確認  
7.2.21  
兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」